

大会テーマ研究会／全体会 I

11月9日(水) 9:00~12:00

アーカイブズの新時代へ 現場からの提言

大会趣旨説明

大会企画委員会／松本市文書館 福嶋紀子

第31回全史料協福井大会のテーマ研究会をこれから開催いたします。

第31回全国大会は、「アーカイブズの新時代へ」のタイトルのもとに、ここ福井県を皮切りにこれから3年間の企画として開催されます。

アーカイブズという言葉は、内閣府による懇談会の中で、定義され文章化されて定着しつつあります。

しかし、アーカイブズ概念の多様化の反面、こうした取り組みに対しての先達団体としての全史料協のスタンス・姿勢をふり返ってみたとき、その基本が充分に共有化されているとは言い難いのが現状です。

アーカイブズを保存し、利用に供するという基本的な活動に、未だに横たわる様々な問題は、解決に向けて模索の途中であります。各資料保存の現場担当者からの提言を受けて、情報化時代の中で刻々と変化するアーカイブズ像に対して、全史料協としてどのように取り組むべきかを考えてゆきたいと思えます。

1, そのためには文書館を取り巻く現状について理解する必要があります。

全史料協は、当初歴史資料の保存を中心とする運動組織として発足し、その理念を文書館設立として立ち上げることによって、学界が提唱する広義の資料保存運動の概念を明確にしてきた点に特色があります。

この全史料協の運動の文書館設立運動への集約は、公文書館法の制度と日本の長期にわたった好景気、それとそれに後押しされた形の自治体史編纂事業にともなう資料保存運動の展開などによって、順調に促進されるかに見えました。

困難を抱えながらも都道府県文書館の建設から始まったこの動きは、現在までに半数以上の都道府県立文書館を生み、近年の福井県文書館・岡山県記録資料館の開館へとつながっています。いずれ全ての都道府県に於いて、日常的な行政文書の管理の延長に記憶の保存庫としての文書館が設立され、過去と現在と未来にわたるあらゆる知識や情報が一つの直線の上で結びつけられて、地域住民の共有の財産となる日もやってくるものと期待が寄せられます。

一方で、全史料協で行なったアンケートなどを通してみると、市町村において文書管理の延長に位置づけられる文書館の必要性が、各市町村の文書管理担当レベルでも再確認されようとしている様子も見られます。何らかの手段によって、文書の継続保存を行ないたいと考えている多くの市町村に対して、今私たちはどのような形で手を差し伸べることができるでしょう。

資料保存運動から始まった文書館運動は、国・都道府県から市町村レベルへと新たな設置運動の取り組みの局面を迎えようとしています。

2, 地域を基盤にした資料保存運動について見てみましょう

なぜ、文書館か。誰のための資料保存なのか。この課題を追求する過程で、全史料協では文書資料の保存施設としてのアーカイブズ像を構築してきたと言えます。

この過程で、実を結んだ公文書館法は、その後の全史料協の歩みを支えるものとなりました。さらに、自治体史編纂事業の全国的な広がりによって、地域の歴史が住民の共有財産となり、地域に保存されてきた古文書や行政文書などの歴史資料に対する考え方も変わりつつあります。

一方、e-文書法の施行に伴って、全国の自治体にとってデジタルアーカイブズの保存・公開の問題は、避けて通れないものとなっています。

3, このような前提を踏まえて、資料保存の理念に新たな展開も見られます

阪神淡路大震災を契機として、この10年間の地域資料保存に対する考え方の転換は目覚ましいものがあります。

近年の資料保存ネットの動きは、資料が失われるという事態に対する周囲の監視や危機管理を強め、理不尽な資料の散逸を阻止しようとする積極的な動きとなっています。これらは情報公開の視点から見た、地域住民の行政監査資料としての重要性が増していることにも起因しているものと考えられます。

資料概念の広がりにより、住民からの多様な要望による保存・公開の実現という大きな課題を抱えることになりましたが、これこそが保存機関の先達団体である全史料協が率先して取り組まなければならない課題といえます。

こうした資料概念の広がり、それを扱う文書館職員の資質を問うことにつながり、まさに今公文書館法の生みの親である全史料協こそがこの問題に正面から取り組み、道を切り開くべき責務を負っているものといえま

す。

私たち保存関係者が、被災した資料や理不尽に廃棄されようとする資料を前にして、あえて資料保存に取り組もうとするのは、なぜかといえば、私たちが生きる現代という時代の記憶を未来に伝えなければならないという責務からであり、同時に失われようとしている過去と未来を橋渡しさせなければならないという使命感からです。

4, さてアーカイブズとは、一体誰のものなのでしょうか

ここでいう「アーカイブズ」とは、未来に向けての一連の流れの中で、各時点での組織が自らの活動の中で、作成・収受した記録をさし、資料保存機関が、残すための積極的な努力を払わなければ存続が危ぶまれる資料をいいます。これらの資料を残すための努力を責任を持って、業務として取り組む人々の集団のひとつが私たち全史料協であり、組織的に資料保存に取り組む人たちの団体として日本では先駆けです。これから3年間の統一テーマのもとで話し合われるのは、この先達団体としての全史料協の果たす役割の根幹に関わる部分であることを参加者一同で共有しながらテーマ研究会を進めて行きたいと思いません。

本日午前のテーマ研究会・全体会Ⅰの中では、報告として、岐阜県教育文化財団歴史資料館の吉野光浩氏・吉田義治氏により「文書館運営の新局面—広く県民に活用される歴史資料館を目指して—」と題して、昨年指定監理者制度の導入に伴って、財団法人岐阜県教育文化財団へと所管替えとなった岐阜県歴史資料館の普及活動の取り組みについてご報告いただきます。「文化振興」・「生涯学習」の拠点とすべく、学校教育の場へのアプローチや企画展示、「歴史サークル活動」などの事業の中で、新たな運営方針による事業の展開についてご報告いただきます。

報告Ⅱは、昨年秋の台風による水害、10月

の中越地震と相次いで災害に見舞われた新潟県で、被災資料の救出と保存のために尽力された新潟県立文書館の本井晴信氏により、「災害と史料保存—その心構えと災害後の対応—」として、予期せぬ天災への心構えの必要が提唱されるとともに、復興を目指す新潟県内の様子についてご報告いただきます。

報告Ⅲでは、地元福井県文書館の柳沢芙美子氏より、「電子化により資料の利用可能性を拓く—地域史編さんから文書館へ—」と題して、福井県文書館の特色の一つでもある電子化情報の配信による利用率向上の取り組みのなかで、文書館の情報提供の質を向上する方法として取り組んだ、目録データベースや刊行物の電子化などの事業についてご報告いただきます。

午前の報告を受けて、午後は3つの分科会に分かれて、より具体的に議論を進めていきたいと思えます。

まず、第一分科会では、「市町村合併時の文書保存—旧邑久町の取り組みを中心に—」として、平成16年11月に3町合併によって瀬戸内市となった旧邑久町で行なわれた文書等の整理・保存に当たって、文書の選別作業に当たられた瀬戸内市教育委員会の村上岳氏か

ら、市町村合併時の文書廃棄の実態と、選別作業の取り組みについてご報告いただきます。

第二分科会では、「電子文書化と文書管理システム」として、全史料協副会長で国際資料研究所の小川千代子氏から、電子化された文書の管理システムとその長期保存をめぐる問題についてご報告いただきます。

第三分科会では、「アーキビスト要請の現状分析と今後の展望」として、東海大学の日露野好章氏から、アーキビスト養成問題について検討を重ねてきた、専門職問題委員会におけるこれまでの取り組みを振り返るとともに、アーカイブズに関する大学教育の現状について、ご報告いただきます。

これら、各分科会における議論を踏まえて、全体会Ⅱでは、大会企画委員会の定兼学氏の司会により、参加者全員による全体討議を行ないます。

新時代を迎えたアーカイブズの世界に、全史料協の果たす役割がより一層大きくなる中で、今回の研究会が実りある成果をもたらすことが出来るよう、参加者の方々からの活発な議論を期待します。